



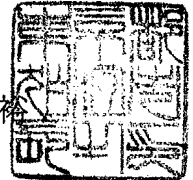
狢市市発第 100213 号
平成 20 年 3 月 /4 日

狢江市監査委員

栗山 輝夫 様

道下 勇 様

狢江市 長
矢野 裕



平成 19 年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

平成 20 年 1 月 15 日付け狢監委発第 100074 号により、定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

平成 19 年度定期監査指摘事項措置状況報告書

(市民課)

1 業務支援委託内容及び仕様書について

市民課窓口業務支援委託契約書による契約期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までとなっており、平成 19 年 11 月 1 日より契約変更をしている。年度当初の人的配置等の関係とのことだが、支援業務は日々行われるものであり年間契約すべきものである。また、主管課においては、委託事業であっても、派遣従事者の出勤確認は必要であり、適切な処理をお願いしたい。

なお、委託契約書に基づいた仕様書について、一部、整合性のない部分があるため整備の上、市民サービスのより良い向上を図っていただきたい。

講じた措置

ご指摘いただいたとおり、委託従事者の出勤確認については行っていなかったものを、本年 2 月から実施している。

また、仕様書の 13 に「検査終了後、請求に基づき支払うものとする。」の文言を、平成 20 年度仕様書から削除する。

2 特命随時契約の積算根拠について

委託契約のうち特命随意契約の指定理由では、システム関連業務については継続性もあり、特命随意契約とならざるをえないとのことだが、その中でも、積算根拠について把握し、適正な単価のチェックをするとともに、受託者主体とならないよう十分に注意していただきたい。

今後の対応

今後同規模の市等から、情報収集に努めたい。

(課税課)

1 収納課との連携について

市の心臓部、根幹である。歳入見込額は、税源移譲されていることもあり、十分な検討・調整をされていると思うが、賦課事務にあっても収納状況について収納課と連携し、情報の共有化を図りながら収納対策の具体的検討をしていただきたい。

今後の対応

法定による課税客体については、賦課する必要があると認識しているところであるが、より収納課とも連携を深めていく。

2 狛江市たばこ増収対策補助金交付要綱

狛江市たばこ増収対策協議会へ交付された平成18年度補助金は、平成19年度より、たばこ消費対策用消耗品として予算措置されており、補助対象事業から除外されている。要綱の廃止について、迅速な対応に努めていただきたい。

講じた措置

平成19年12月11日付けで廃止した

3 予算額と執行額との差異について

- 委託事務のうち、「特別徴収税額決定通知書及び納入書封入委託」では、予算額519,750円に対し1,062,410円の歳出をしている。予算額が低く入札不調とのことであるが、予算積算時の見積りについては、十分な状況判断をすべきであった。今後は予算積算について慎重に取り扱うこととされたい。

今後の対応

今後予算編成時の参考見積りの際、慎重に事務を進めていく。

(収納課)

1 収納対策について

26市による第2四半期の収納状況で狛江市は23位(前年18位)、対前年比で0.7%の減となっている。要因として住民税のフラット化による調定額増とのことであるが、課税課とも密に連携をとり、税の収納対策をしていただきたい。また、滞納額を年度ごとに整理し、全体的に捉えた上で、時効中断も含め、不納欠損・収納未済額への対策を実行していただきたい。

今後の対応について

滞納者毎の生活状況等の調査を徹底し、収納対策を進めていく。

2 収納・滞納管理システムの効率的な運用・活用について

収納・滞納管理システム改修により、事務の効率化がより図られるものと推測される。効率的な運用・活用をしていただきたい。

講じた措置及び今後の対応について

本年 1 月から収納・滞納管理システムを活用し、滞納者を一括打ち出して催告・督促状を送付し、その際納付書も同封している。また、今後システムを活用して、電話催告等について検討していく。

(保険年金課)

1 各種制度改正による市民への周知について

国の医療構造改革により、「高齢者の医療の確保に関する法律」が公布され、生活習慣病予防のための「特定健康診査」及び「特定保健指導」の実施が義務付けとなり、平成 20 年 4 月から施行されることとなった。また、平成 18 年 6 月の健康保険法の一部を改正する法律により、老人保健法が改正、「後期高齢者医療制度」が創設され、医療費の適正化のための事業実施に向け準備作業を展開しているところである。

狛江市の高齢化率は、平成 19 年 11 月 1 日現在 20.2%となっており、今後を見据えると、適正な医療費の歳出が望まれるところである。この事業の改正内容の詳細について、現段階では国の方針が未確定の部分もあり、新聞報道が先行している状況である。市民への説明責任としても、適切な時期に正確、且つわかり易い情報提供をお願いするとともに、平成 20 年 4 月からの円滑な施行に向け、一層の努力をお願いしたい。

講じた措置及び今後の対応について

特定健診等については、細部が未確定などところがあるが 2 月 1 日号の広報に掲載し、今後 4・5 月の広報に詳細を掲載することとしている。

後期高齢者医療制度については、2 月 15 日、3 月 1 日の広報に掲載、2 月 27・29 日、3 月 2 日に説明会を開催している。

今後納入通知書に、広域連合で作成した冊子を同封することとしている。

2 収納課との連携について

収入未済等について、課税課同様、収納課との連携・調整を重ねてお願いする。

今後の対応について

国民健康保険証の取扱いもあり、十分に連携していく。

(産業生活課)

1 雑部金会計のあり方について

シルバーピアの共益費について、雑部金会計の高齢者住宅保管金として管理しているが、保管金額が増額の傾向にあり、好ましい状態ではないと思われるので、管理のあり方について検討をしていただきたい。

今後の対応について

ご指摘いただいた共益費の取り扱いについては、シルバーピアの創設期からの取扱いによって現在まで経緯している。共益費の額及び保管金の取扱いについて、検討していく。

2 農産物直売所マップの配布方法について

農産物直売所マップ作成委託として、契約金額 1,151,850 円、委託契約期間 19.8.24~19.12.10 で特命随意契約をしている。マップ形式等に特異性があるにしても競争入札すべきものと思うので、今後十分に留意していただきたい。また配布方法等についても、有効的な活用を検討していただきたい。

今後の対応について

平成 20 年 3 月 10 日現在残部数は約 2,600 部であり、今後希望者に配布していく。

3 公文書の処理について

木造住宅耐震診断助成金事業にかかわる事務処理で、起案書添付の控には日付の記入がない。たとえ控であっても、公文書であり、証拠書類となるものである。また、一部処理内容に誤りが見られた。正しい事務処理に努められたい。

講じた措置

日付の記入及び住所・住居表示の誤りについては、指摘後正しい処理に努めている。

4 勤労者互助会に対する協議について

「狛江市勤労者互助会に対する補助の基準」が平成 19 年 7 月 12 日付（市長決裁）にて改正、施行されている。その内容等について、サンセット方式により平成 23 年 3 月 31 日をもって終了としているが、補助額や対象範囲について、随時協議をしていただきたい。

講じた措置

平成 20 年度予算積算時に協議を行っている。

5 後継者育成事業の内容変更について

J Aマインズ粕江青壮年部への平成 18 年度後継者育成事業(先進地視察研修)として 230,000 円の補助が支払われている。事業実施にあたって、当初計画の視察地の変更理由を主管課として確認していない状況があった。事業内容について、団体と協議し、透明・適正な運用を図られたい。

講じた措置

青壮年部へは、変更があるときは事前に協議されるよう申し入れを行っている。

6 予算流用について

事業執行にあたり、不足額が生じた場合の節間流用は、総計予算主義を踏まえ、慎重に処理していただきたい。

今後の対応について

予算編成時の参考見積りと、執行段階で整合が取れるよう注意していく。

(各課共通)

1 超過勤務について

- ・ 超過勤務については、今後も引き続き業務内容の把握に努めるとともに、適正な管理をしていただきたい。

今後の対応について

今後適正な執行に努めていく。